

「栃木県消費生活相談員人材バンク」 登録者を募集しています

1 栃木県消費生活相談員人材バンクについて

◆栃木県では、県民生活を脅かす消費者問題が多発している中、県民がどこに住んでいても、身近な相談窓口等で相談できる体制を整備するため、「栃木県消費生活相談員人材バンク」を設置し、相談員の採用を希望する県内の消費生活センター等（※）と相談員として就職を希望する方との橋渡しを行います。

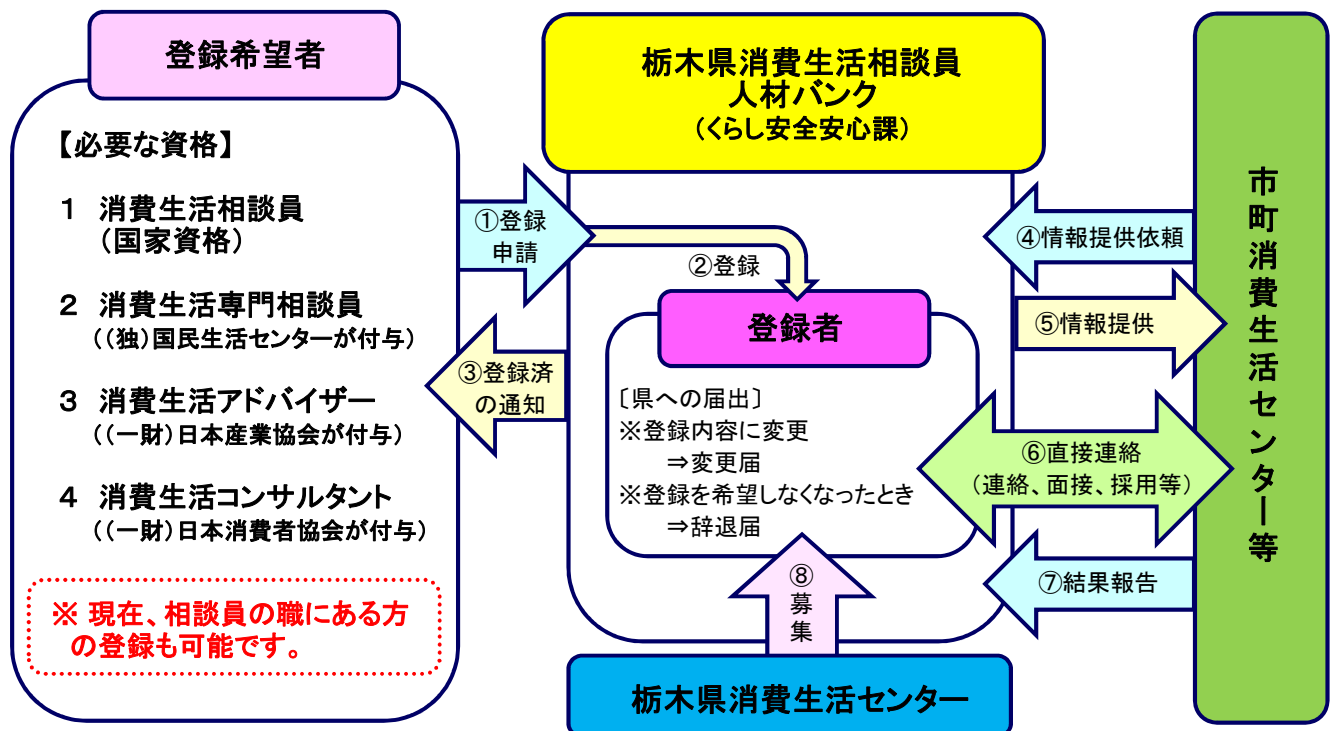
※ 県・市町の消費生活センター及び消費者行政担当窓口のこと

2 人材バンクに登録できる方の資格について

◆登録できる方は、次のいずれかの資格を有する者です。

- ・消費生活相談員（国家資格）
- ・消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センターが付与）
- ・消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会が付与）
- ・消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会が付与）

3 人材バンク事業のながれ



4 その他

◆人材バンクの登録は、将来の就職を確約するものではありません。

◆県に提出する様式については、栃木県ホームページにアップされている要領等をご確認ください。 <栃木県ホームページ>

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/shouhi/seikatsu/jinzaibanku.html>